

## 議事日程第 1 号

令和 8 年 4 月 3 0 日（木）

第 1 仮議席の指定

第 2 男鹿市議会議長の選挙

---

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 議事日程第 1 号の 2

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 男鹿市議会副議長の選挙

第 5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

第 6 議会広報特別委員会の設置

第 7 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙

第 8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙

第 9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙

第 10 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第 11 継続審査事件の承認

第 12 議案上程（議案第 40 号から第 42 号まで並びに報告第 2 号及び第 3 号）  
提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

## 本日の会議に付した事件

第 1 から第 12 までは議事日程に同じ

第 13 議案上程（議案第 43 号）

提案理由の説明（市長）、質疑、委員会付託省略、討論、表決

---

出席議員（１６人）

|          |          |          |
|----------|----------|----------|
| １番 夏井博子  | ２番 船木一人  | ３番 小野肇   |
| ４番 吉田洋平  | ５番 進藤優子  | ６番 佐々木克広 |
| ７番 蓬田司   | ８番 安田健次郎 | ９番 佐藤誠   |
| １０番 畠山富勝 | １１番 猿田真  | １２番 鈴木元章 |
| １３番 太田穰  | １４番 古仲清尚 | １５番 船木正博 |
| １６番 三浦利通 |          |          |

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

|         |        |
|---------|--------|
| 事務局 長   | 原田 徹   |
| 副事務局 長  | 濱野 美紀子 |
| 局長 補 佐  | 三浦 洋平  |
| 主 席 主 査 | 中川 祐司  |

地方自治法第１２１条による出席者

|            |       |          |        |
|------------|-------|----------|--------|
| 市 長        | 菅原 広二 | 副 市 長    | 佐藤 博   |
| 教 育 長      | 鈴木 雅彦 | 監 査 委 員  | 鈴木 誠   |
| 総務企画部長     | 杉本 一也 | 市民福祉部長   | 畠山 隆之  |
| 観光文化スポーツ部長 | 三浦 大成 | 産業建設部長   | 鈴木 健   |
| 企 業 局 長    | 湊 智志  | 企画政策課長   | 夏井 大助  |
| 若美支所長      | 三村 広光 | 総 務 課 長  | 平塚 敦子  |
| 危機管理課長     | 佐藤 誠  | 財 政 課 長  | 沼田 弘史  |
| 税 務 課 長    | 武田 健一 | 福 祉 課 長  | 北嶋 三世  |
| 介護サービス課長   | 船木 晶子 | 生活環境課長   | 高桑 淳   |
| 子育て健康課長    | 岩谷 一徳 | 観 光 課 長  | 村井 千鶴子 |
| 男鹿まるごと売込課長 | 伊勢谷 毅 | 文化スポーツ課長 | 伊藤 直子  |
| 農林水産課長     | 竹内 弘和 | 建 設 課 長  | 三浦 昇   |

|             |          |             |         |
|-------------|----------|-------------|---------|
| 病院事務局長      | 天 野 秀 一  | 会 計 管 理 者   | 佐 藤 静 代 |
| 教 育 総 務 課 長 | 湊 留美子    | こども未来課長     | 伊 藤 昌 人 |
| 選 管 事 務 局 長 | (総務課長兼任) | 監 査 事 務 局 長 | 佐 藤 一 明 |
| 農 委 事 務 局 長 | 濱 野 勇 幸  | ガス上下水道課長    | 斉 藤 清 彦 |



○議会事務局長（原田徹） 本日は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、安田健次郎議員が年長議員でありますので、御紹介申し上げます。

安田議員、お願いいたします。

（年長議員 安田健次郎議員 議長席に着く）

○臨時議長（安田健次郎） ただいま御紹介されました安田であります。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願い申し上げます。

午前10時03分 開 会

○臨時議長（安田健次郎） これより、令和8年4月臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

これからの議事は、議事日程第1号をもって進めます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（安田健次郎） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休 憩

---

午前10時24分 再 開

○臨時議長（安田健次郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第2 男鹿市議会議長の選挙

○臨時議長（安田健次郎） 日程第2、男鹿市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○臨時議長（安田健次郎） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長（安田健次郎） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長（安田健次郎） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

(投票箱点検)

○臨時議長（安田健次郎） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。投票は、演壇の右から登壇し、左から降壇願います。

点呼を行います。

(職員氏名点呼)

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 夏井博子議員  | 2 番 船木一人議員  | 3 番 小野肇議員   |
| 4 番 吉田洋平議員  | 5 番 三浦利通議員  | 6 番 佐々木克広議員 |
| 7 番 蓬田司議員   | 9 番 佐藤誠議員   | 10 番 畠山富勝議員 |
| 11 番 猿田真議員  | 12 番 鈴木元章議員 | 13 番 太田穰議員  |
| 14 番 古仲清尚議員 | 15 番 船木正博議員 | 16 番 進藤優子議員 |
| 8 番 安田健次郎議員 |             |             |

○臨時議長（安田健次郎） 投票漏れありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長（安田健次郎） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（安田健次郎） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に太田穰議員、蓬田司議員、古仲清尚議員を指名いたします。よって、以上3名の立会いを願います。

(開 票)

○臨時議長（安田健次郎） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 15 票

無効投票 1 票

有効投票中、三浦利通議員 15 票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。よって、三浦利通議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三浦利通議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

三浦利通議員より、登壇の上、当選の御挨拶をお願いいたします。

【三浦利通議員当選承諾及び挨拶のため登壇】

○議長（三浦利通） ただいまは、皆さんの大きな御支援により、男鹿市議会の議長を仰せつかりました。

御案内のように、男鹿市の形、様々な変化が起きている中、市議会もそれに併せてお互いさらなる研鑽を深めて様々な課題に対応していかなければならない時代と考えます。そういった面では、時には私も先頭に立ち、時には皆さんとしっかりと議論、協議を深めながら、何とか男鹿市議会の活性化、発展のために汗を流してまいりたいと思いますので、皆さんのさらなる御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまは大変どうもありがとうございました。

○臨時議長（安田健次郎） 議長交代のため、暫時休憩いたします。

午前 10 時 39 分 休 憩

---

午前 10 時 40 分 再 開

○議長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この後の議事は、議事日程第 1 号の 2 をもって進めます。

---

日程第 1 議席の指定

○議長（三浦利通） 日程第 1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

(職員氏名朗読)

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 夏井博子議員  | 2 番 船木一人議員  | 3 番 小野肇議員   |
| 4 番 吉田洋平議員  | 5 番 進藤優子議員  | 6 番 佐々木克広議員 |
| 7 番 蓬田司議員   | 8 番 安田健次郎議員 | 9 番 佐藤誠議員   |
| 10 番 畠山富勝議員 | 11 番 猿田真議員  | 12 番 鈴木元章議員 |
| 13 番 太田穰議員  | 14 番 古仲清尚議員 | 15 番 船木正博議員 |
| 16 番 三浦利通議員 |             |             |

○議長（三浦利通） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（三浦利通） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。

---

## 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（三浦利通） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

1 番夏井博子議員、2 番船木一人議員を指名いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時42分 休 憩

---

午前11時04分 再 開

○議長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 男鹿市議会副議長の選挙

○議長（三浦利通） 日程第4、男鹿市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を行います。

（議場閉鎖）

○議長（三浦利通） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（三浦利通） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（三浦利通） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

（職員氏名点呼）

|             |             |             |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 夏井博子議員  | 2 番 船木一人議員  | 3 番 小野肇議員   |
| 4 番 吉田洋平議員  | 5 番 進藤優子議員  | 6 番 佐々木克広議員 |
| 7 番 蓬田司議員   | 8 番 安田健次郎議員 | 9 番 佐藤誠議員   |
| 10 番 畠山富勝議員 | 11 番 猿田真議員  | 12 番 鈴木元章議員 |
| 13 番 太田穰議員  | 14 番 古仲清尚議員 | 15 番 船木正博議員 |
| 16 番 三浦利通議員 |             |             |

○議長（三浦利通） 投票漏れありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 投票漏れなしと認めます。よって、投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（三浦利通） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に太田穰議員、蓬田司議員、古仲清尚議員を指名いたします。よって、以上3名の立会いを願います。

（開 票）

○議長（三浦利通） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票15票

無効投票 1票

有効投票中、畠山富勝議員15票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、畠山富勝議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました畠山富勝議員が議場におられますので、本席から当選の告知をいたします。

畠山富勝議員より、登壇の上、当選の御挨拶をお願いいたします。

【畠山富勝議員当選承諾及び挨拶のため登壇】

○副議長（畠山富勝） ただいまは、選挙により、同志皆様の推挙をいただき、当男鹿市議会副議長の拝命をいただき、恐悦至極に存じているところでございます。

先ほど三浦議長の所信表明の下、私は足手まといにならないよう議会運営に努めてまいりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

○議長（三浦利通） 常任委員会等の構成協議のため、暫時休憩いたします。

午前11時15分 休 憩

---

午後 3時19分 再 開

○議長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第5 男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任

○議長（三浦利通） 日程第5、男鹿市議会常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、指名いたしたいと思います。

職員に朗読させます。

【職員朗読】

総務委員会委員

太田穰議員 猿田真議員 三浦利通議員 佐々木克広議員 船木一人議員

安田健次郎議員

教育厚生委員会委員

鈴木元章議員 船木正博議員 夏井博子議員 蓬田司議員 佐藤誠議員

産業建設委員会委員

畠山富勝議員 小野肇議員 吉田洋平議員 古仲清尚議員 進藤優子議員

議会運営委員会委員

鈴木元章議員 畠山富勝議員 佐々木克広議員 吉田洋平議員 佐藤誠議員

安田健次郎議員 進藤優子議員

以上です。

○議長（三浦利通） ただいま指名いたしましたとおり選任することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、各常任委員及び議会運営委員に選任することに決しました。

---

## 日程第6 議会広報特別委員会の設置

○議長（三浦利通） 日程第6、議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会だより編集等に関する件を特定事件として、委員会条例第6条の規定に基づき、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議会だより編集等に関する件は、6人の委員をもって構成する議会広報特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、猿田真議員、太田穰議員、夏井博子議員、船木一人議員、安田健次郎議員、進藤優子議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議員を、議会広報特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会並びに、ただいま設置されました議会広報特別委員会を議事堂に招集いたします。

以上、告知いたします。

各委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 3時23分 休 憩

---

午後 4時25分 再 開

○議長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦利通） 本日の会議時間は、議事の都合により、午後6時まで延長いたします。

---

○議長（三浦利通） 各常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、御報告いたします。

総務委員長には太田穰議員、同じく副委員長には安田健次郎議員。

教育厚生委員長には鈴木元章議員、同じく副委員長には蓬田司議員。

産業建設委員長には吉田洋平議員、同じく副委員長には小野肇議員。

議会運営委員長には佐藤誠議員、同じく副委員長には進藤優子議員。

議会広報特別委員長には安田健次郎議員、同じく副委員長には夏井博子議員。

以上のとおり御報告いたします。

---

#### 日程第 7 男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙

○議長（三浦利通） 日程第 7、男鹿潟上南秋消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿潟上南秋消防組合議会議員に船木正博議員、佐々木克広議員、蓬田司議員、佐藤誠議員、以上 4 名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました 4 名を、男鹿潟上南秋消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 4 名が男鹿潟上南秋消防組合議会議員に当選されました。

ただいま男鹿潟上南秋消防組合議会議員に当選されました 4 名が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 日程第 8 男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙

○議長（三浦利通） 日程第 8、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に太田穰議員、小野肇議員、吉田洋平議員、夏井博子議員、船木一人議員、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました5名を、男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名が男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま男鹿地区衛生処理一部事務組合議会議員に当選されました5名が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

---

## 日程第9 八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙

○議長（三浦利通） 日程第9、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に鈴木元章議員、猿田真議員、古仲清尚議員、安田健次郎議員、進藤優子議員、以上５名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました５名を、八郎湖周辺清掃事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました５名が八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました。

ただいま八郎湖周辺清掃事務組合議会議員に当選されました５名が議場におられますので、本席から会議規則第３２条第２項の規定により、当選の告知をいたします。

---

#### 日程第１０ 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（三浦利通） 日程第１０、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、１２番鈴木元章議員において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、１２番鈴木元章議員において指名することに決しました。

それでは、１２番鈴木元章議員から指名願います。

【１２番 鈴木元章議員 登壇】

○１２番（鈴木元章議員） ただいま議題となっております秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に、議長である三浦利通議員を指名いたします。

以上です。

○議長（三浦利通） お諮りいたします。ただいま12番鈴木元章議員が指名いたしました、議長の私、三浦利通を、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました議長の私、三浦利通が秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

以上、告知いたします。

---

#### 日程第11 継続審査事件の承認（議会運営委員会）

○議長（三浦利通） 日程第11、継続審査事件の承認を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第110条の規定により、議会の運営に関する事項、議長の諮問に関する事項及び所管事項の調査について、令和9年3月定例会まで閉会中の継続審査にいたしたいとの申出があります。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午後 4時35分 休 憩

---

午後 5時05分 再 開

○議長（三浦利通） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（三浦利通） ただいま市長から、特に発言したい旨の申出がありますので、これを許します。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 本日、令和8年4月臨時会を招集いたしましたところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの選挙において、市民の期待を担い、めでたく御当選の榮譽を得られましたことに対し、心からお祝いを申し上げます。

また、本日の臨時会におきまして、議長、副議長をはじめ、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員並びにそれぞれの正副委員長が選任され、議会構成が決定されました。

今後、市民の代表として、市政発展のため御尽力いただきますようお願い申し上げます。

私ども執行部といたしましても、議員の皆様と一体となって、ふるさと男鹿の発展に努力してまいる所存ですので、議員各位の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三浦利通） 次に、副市長から当局の説明員を紹介したい旨の申出がありますので、これを許します。佐藤副市長

〔説明員紹介〕

---

#### 日程第 1 2 議案第 4 0 号から第 4 2 号まで並びに報告第 2 号及び第 3 号を一括上程

○議長（三浦利通） 日程第 1 2、議案第 4 0 号から第 4 2 号まで並びに報告第 2 号及び第 3 号を一括して議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

---

#### 【職員朗読】

議案第 4 0 号 男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 1 号 男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

議案第 4 2 号 令和 7 年度男鹿市一般会計補正予算（第 1 2 号）の専決処分について

報告第 2 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

報告第 3 号 和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について

---

○議長（三浦利通） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 今臨時会におきましては、条例及び補正予算の専決処分など5件について御審議をお願いするものでありますが、提案理由の説明に先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず、風力発電設備のブレード折損事故について申し上げます。

今月12日、本市船越地区で風力発電設備のブレードが折損する事故が発生いたしました。

この発電設備は、株式会社風の王国・男鹿が運営しているもので、ドイツのエネルコン社製の風車が4基設置され、主な保守管理を株式会社日立パワーソリューションズが担っております。

安全が大前提の風力発電事業において、昨年5月の秋田市新屋浜の事故から1年もたたずに、同じメーカーの同じ保守管理事業者の風車で類似の事故が発生したことに、驚きと戸惑いを禁じ得ません。

事業者によりますと、事故当日は午前7時から午後2時までの間、東北電力により、電力の需給バランスを保つために発電を一時停止する出力制御が実施されており、その解除後、運転を再開した直後に遠隔管理システムが異常を感知し、風車のブレードが折れたことが確認されたと聞いております。

市では、事故発生の当日、事業者からの通報を受け、私をはじめ担当職員が速やかに現地入りし、発電事業者や保守管理業者に事故状況を確認するとともに、市民に向け、事故のあった風車周辺に立ち入らないよう、防災行政無線やLINE、ホームページで注意喚起いたしました。

翌日には、市内で大型風力発電事業を行っている他の5事業者に対し、安全管理の徹底と併せて、直近の運転状況についてヒアリング調査を要請したところであり、各社より、緊急点検や巡視の結果、異常はないとの回答を得ております。

一方、発電事業者においては、事故発生直後より現場付近に警備員を配置し、立入りを制限するとともに、事故機付近を通行する男鹿地区衛生センターの車両の安全対策を実施したほか、27日までにブレードの撤去作業を終了した旨の報告を受けております。

今回の事故を受け、鈴木知事がいち早く、緊急点検と安全確保対策の実施を国に要望いたしました。が、事の重大性に鑑み、私も22日に上京し、経済産業大臣に対して、事故原因の早期究明、設備の安全基準及び点検の在り方の速やかな見直し、緊急時の連絡体制の整備について緊急要望を行ったところであります。

2050年カーボンニュートラルに向け、国を挙げて再生可能エネルギーを進めていくためには、安全確保による地域との信頼の醸成が第一であり、今回の事故の迅速な検証と再発防止策の徹底が不可欠であります。

22日には学識者等の専門家を交えた事故調査委員会が設置され、この後、事故原因の早期究明に向け調査が進められますが、市としても強い関心を持って今後の経過を注視するとともに、県や関係市町とも連携しながら、引き続き国に対し、責任を持って必要な対策を速やかに実施するよう求めてまいります。

次に、ツキノワグマの被害防止対策について申し上げます。

県では、4月の目撃件数が例年を大幅に上回っていることを踏まえ、4月14日から5月31日まで「ツキノワグマ出没警報」を発令しております。

本市におきましても、4月以降、複数の目撃情報が寄せられていることから、防災無線やLINE、メールでの情報発信、市ホームページやテレビ回覧板により注意喚起を行うとともに、来月発行の広報5月号において、特集ページを組み周知啓発に努めることとしております。

また、被害を未然に防止するため、昨年目撃が多発した箇所へ箱わなを設置したほか、県自然保護課の協力を得て、梨園地での電気柵の設置場所を確認するなど地域診断に取り組んでおります。一昨日には男鹿市鳥獣被害防止対策協議会を開催し、猟友会をはじめとする関係機関と今年度の連携体制について協議・確認したところであります。

なお、今年度の新たな取組として、緩衝帯の整備や電気柵購入への助成、ドローンを活用した捜索体制の強化、さらには鳥獣被害対策実施隊の活動強化に向けた支援等を行うこととしております。

県内では集落や市街地周辺での目撃が相次いでおり、春は山菜採りに伴う人身被害が心配される季節であります。市民の皆様には、いつでも・どこでも・誰でもクマに遭遇する可能性があるという危機意識を常に持ちながら行動していただくようお願い

申し上げます。

次に、中東情勢の悪化に伴う本市への影響について申し上げます。

緊迫化する中東情勢を受け、4月1日付で市長をトップとする「中東情勢の悪化に伴う対策会議」を設置し、市内の経済活動や市民生活への影響について調査・分析と対応策を協議しております。

現在のところ、ガソリンについては、国の補助金により価格上昇が抑制されていますが、宿泊施設や医療・介護施設等の一部において、軽油やボイラー用重油の安定調達に懸念が示されています。

電気やガス料金等については、国の燃料費調整制度により、実質的な値上げは数か月遅れて反映されることから、夏以降、段階的に上昇することが見込まれております。

経済活動においては、製造業や建設業で、プラスチックなどの包装資材や塗料、断熱材等の建築資材の価格上昇・数量制限・納期の遅延等の影響が出始めており、農林水産業や観光業、交通・運輸業においてもビニールやマルチフィルム、発泡スチロールなどの資材費や燃料費の高騰による経営への打撃が懸念されております。

また、医療・介護・福祉の現場では、ゴム手袋、ビニール袋、おむつなど、ナフサ由来の医療用品の供給が逼迫してきているとの報告もあります。

こうした状況を受け、国では医療用品を中心に備蓄物資の放出やモニタリングの強化による流通の目詰まり解消に取り組んでいるほか、県においても、商工団体と連携し相談対応と低利の融資により資金繰りを支援しております。

本市においては、現時点で大きな影響を受けている企業や団体は少ないものの、事態の長期化により、事業活動や市民生活に深刻な影響が生じることも予測されることから、引き続き状況把握に努め、国の経済対策などの動向を注視しながら情勢の変化に速やかに対応できるよう準備してまいります。

次に、市民応援プレミアム付商品券について申し上げます。

食料品を中心とした物価高騰の影響を受ける市民生活を支援するため、プレミアム率20パーセントの商品券5万セットを販売総額5億円で毎月17日から販売しております。

市民からの関心も非常に高く、販売初日には各販売所に50人から150人程度の

行列ができるほど盛況でありました。

購入した市民の方々からは、「家計の助けになる」といった声が寄せられるなど、物価高騰への支援策として有効に活用されているものと考えております。

4月29日現在の販売状況は、販売数で3万38セット、約60パーセントにとどまっておりますので、商品券のさらなる販売促進と、利用期間内の確実な使用について、引き続き広報やホームページ、テレビ回覧板などを通じて周知徹底してまいります。

次に、緊急冬季観光誘客促進事業の実施結果について申し上げます。

この事業は、物価高騰に伴う旅行単価の上昇や節約志向の高まりのほか、クマ出没による予約キャンセルの発生等を踏まえ、冬季の宿泊需要を喚起するため、宿泊者に対し観光施設の半額券がついた一人一泊5,000円の宿泊助成券を配布したものであります。

市民向け1,500人分、市外向け6,500人分の計8,000人分の計画に対し、市民1,078人、市外7,000人の計8,078人の方から申込みがありました。

今年1月から3月までの宿泊者数が、前年比約170パーセントの1万6,000人余りと大幅に増加するなど、本事業による誘客効果と受け止めており、宿泊施設からも事業の実施を評価する声が寄せられておりますが、一方で、助成券の利用率が宿泊施設で63パーセント、観光施設で49パーセントにとどまっており、需要の確実な取り込みに課題を残す結果となりました。

市としましては、より実効性の高い誘客を図るため、個々の施設での利用状況や、現在実施中の助成券の申込者を対象としたアンケート調査等の分析を通じ、今回の施策の検証を行ってまいります。

次に、船川港における施設整備等の動きについて2点申し上げます。

一つは、船川港の耐震強化岸壁の整備についてであります。

本件につきましては、一昨年改訂された「船川港港湾計画」において、大規模災害時に緊急物資の海上輸送の拠点となるよう位置づけられたところであり、地元関係団体とともに、国や県に対し、早期実現に向けた予算確保を強く要望してまいりました。

こうした中、このたび、国の令和８年度予算において、本港地区の水深１０メートル岸壁の老朽化対策と耐震強化を行う「船川港港湾メンテナンス事業」の新規事業化が決定いたしました。

工事は、本年度以降、クルーズ船の受入れや日々の船舶運航など通常の港湾利用への影響を極力抑えながら、複数年で実施される見込みと伺っております。

また、事業主体は港湾管理者である県となりますが、今回の工事は高度な技術を要することに加え、県の港湾技術職員が減少していることを踏まえ、国が県に代わって施工する権限代行制度が全国２例目として適用されます。

今後も、耐震化工事の加速化を図るための十分な予算確保はもとより、大水深岸壁の新たな整備や工業用地の確保等、船川港港湾計画のさらなる実現に向けて、国や県に対し働きかけてまいります。

二つ目は、洋上風力発電の運転・保守（Ｏ＆Ｍ）拠点の整備についてであります。

今月２日、男鹿市、潟上市及び秋田市沖で洋上風力発電事業を行う合同会社が船川港に整備を計画している風車の運転・保守拠点施設の安全祈願祭が執り行われました。

計画では、船川地区の漁協近くに、スタッフ４０人ほどが常駐する事務所やメンテナンス資材の保管倉庫など２棟、合わせて約２，３００平方メートルの施設を整備するもので、工事期間は来年３月まで、運用開始は令和９年４月の予定と伺っております。

向こう２０年以上にわたって運転・保守を担う拠点施設が整備されることにより、雇用の創出はもとより、関連産業の進出や港湾利用の拡大が期待されるほか、宿泊や飲食など地域全体への波及効果も期待されるところであります。

市としましては、本プロジェクトが着実に推進されるよう、商工業振興促進条例に基づく支援のほか、必要人材の確保など、事業の円滑な立ち上がりをバックアップしてまいります。

次に、鵜ノ崎海岸のコンクリーションの秋田県天然記念物への指定について申し上げます。

鵜ノ崎海岸には、硬い球状の岩石であるコンクリーションが１００個以上点在し、地元では「あずき岩」と呼ばれ親しまれてきました。

学術調査において、その約3分の1は、クジラの化石を核として球状に成長した岩石であることが明らかとなり、その希少性から、このたび「鵜ノ崎のクジラ化石を含むコンクリーション群及び産地」として、県の天然記念物に指定されました。

鵜ノ崎海岸は、日本の渚百選に選出されているほか、「男鹿半島・大潟ジオパーク」の主要なジオサイトの一つでもあり、本市にとっては、観光、学術の両面で大切なエリアであります。

市としましては、コンクリーションを末永く保存し、将来へ引き継いでいくとともに、地域の貴重な資源として観光や教育活動への活用を図ってまいります。

次に、寒風山山焼きについて申し上げます。

春の風物詩である寒風山の山焼きが毎月19日に行われました。一昨年の終了後に発生した山火事の検証を踏まえ、今年は延焼対策として新たに玉ノ池や片倉大沼の水源を確保しておくなど、再発防止策を講じた上で実施したところであります。

当日は、林野火災注意報等の発令状況や風速などの気象条件を踏まえ、実施の可否を慎重に判断し、市内外のボランティアや消防団など約250人が参加し、予定面積37ヘクタールの約8割を焼き払うことができました。

また、新たな試みとして、観光PRも兼ねて自然環境を守る一連の活動をYouTubeとオガーレの屋外モニターでライブ配信を行っております。

実行委員をはじめ、参加いただいた皆様に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも寒風山の美しい景観と生態系の保全に努めながら、本市を代表する観光地としてPRに取り組んでまいります。

以上で諸般の報告を終わり、次に提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議案第40号は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止するほか、家屋・償却資産の固定資産税免税点を引き上げるなど所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第41号は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額及び軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしたものであります。

次に、議案第42号は、令和8年3月定例会以降、地方交付税及び地方譲与税等の確定等に伴う予算措置及び生活保護費、除雪費などの決算見込みによる調整を図るた

め、令和7年度一般会計補正予算（第12号）の専決処分をしたものであります。

次に、報告であります。報告第2号及び第3号は、市道における事故に伴う和解及び損害賠償額の決定、並びに本市職員によるガス燃料の充填作業手順の誤りに伴い生じた損害に係る和解及び損害賠償額の決定について専決処分をしたもので、これを報告するものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（三浦利通） 次に、議案の説明を求めます。杉本総務企画部長

【総務企画部長 杉本一也 登壇】

○総務企画部長（杉本一也） それでは、議案第40号について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書2ページをお願いいたします。

男鹿市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

本議案は、地方税法等の一部改正に伴い、軽自動車税環境性能割の廃止や固定資産税の免税点引上げのほか、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしましたので、その承認を求めるものです。

4ページをお願いします。

改正後と改正前の対照表で、下線の引かれた部分が改正箇所です。

第18条の3は、軽自動車税の環境性能割が、本年3月31日をもって廃止されることに伴い「種別割」を「軽自動車税」に改めるものです。

また、第19条は、それに伴う文言の削除です。

次のページをお願いします。

第33条は、個人住民税所得割の課税標準について、上場株式等に係る配当所得等の課税の仕組み変更に伴う条文の整理です。

第34条の7は、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に併せて条文の整理を行うものです。

次のページをお願いします。6ページになります。

第36条の2、次のページ、第36条の3の2、8ページ、第36条の3の3は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲に係る基礎控除の控除額の見

直しに伴う法改正に併せて条文の整理を行うものです。

11 ページをお願いします。

第63条は、固定資産税の免税点について、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に、それぞれ引き上げるものです。

11 ページ下段の第80条から18ページの第91条までは、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う条文の整理です。

19 ページをお願いします。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、いわゆるセルフメディケーション税制について、医療用から転用された一定の医薬品の購入に係る規定の適用期限を撤廃するものです。

次のページをお願いします。

附則第7条の3は、住宅借入金等特別税額控除の見直しに伴う改正です。

改正前第7条の3を削除した上で、第7条の3の2を繰り上げ、適用期限を5年延長するとともに、条文の整理を行うものです。

これに伴い、上場株式等に係る配当所得や土地譲渡に係る事業所得などに係る市民税の課税の特例を規定する条項でも条文の整理を行います。

次のページをお願いします。21 ページになります。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設並びに特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う法改正に併せて条文を整理するものです。

附則第8条は、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長するものです。

次のページをお願いします。

附則第9条の2は、特例控除対象寄附金について、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に併せて条文を整理するものです。

附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例に関する規定ですが、法改正に伴い引用条項の項ずれが生じたため、記載のとおり改め、25 ページ、26 項は、バリアフリー化の促進を目的として、既存の改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置の割合を3分の1と定めるものです。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置に関する規定ですが、法改正に伴い引用条項の項ずれが生じたため、記載のとおり改めるほか、バリアフリー改修が行われた特別特定建築物に係る特例措置が拡充されることに伴い所要の改正を行うものです。

28ページをお願いします。

附則第10条の4は、令和2年7月の熊本県を中心に九州や中部地区など日本各地で発生した豪雨災害に係る固定資産税の特例を規定するものですが、法改正に伴う引用条項の項ずれを改めるとともに文言を整理するものです。

次のページをお願いします。

附則第10条の5は、令和6年能登半島地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等の規定を定めるものです。

31ページをお願いします。

改正後、附則第15条の2から、35ページ、第16条の2までは、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う条文の整理です。

38ページをお願いします。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の軽減税率の特例について、適用期限を3年延長するほか、優良な住宅地になり得ない区域については除外する規定を定めるものです。

41ページをお願いします。

附則第19条の3は、特定暗号資産取引に係る市民税の課税の特例を定めるもので、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額に対する所得割を100分の3と定めるものです。

46ページをお願いします。

附則は、第1条で施行期日を定めております。

第2条から第4条で経過措置を規定しております。

次に、議案第41号について御説明申し上げます。

議案書50ページをお願いします。

男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

本議案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額及び軽減措置の対象とな

る世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるため、本条例の一部を改正する条例の専決処分をしましたので、その承認を求めるものです。

５２ページをお願いします。

第４条は、地方税法施行令の改正に併せて、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるもので、基礎課税額の限度額を「６６万円」から「６７万円」に改めるものです。

なお、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額は、それぞれ「２６万円」「１７万円」に据え置き、これにより、限度額合計は１万円引き上げ、１１０万円とするものです。

第２３条は、軽減判定所得基準額を引き上げるもので、次のページ、同条第２号になりますが、同一世帯の被保険者数に乗すべき金額を、５割軽減の算定においては、現行の「３０万５，０００円」から「３１万円」に、２割軽減の算定においては、現行の「５６万円」から「５７万円」にそれぞれ改め、軽減の対象となる世帯の範囲を拡大するものです。

５４ページをお願いします。

施行期日は、令和８年４月１日で、令和８年度分以後の国民健康保険税に適用し、令和７年度分までについては、なお従前の例によるものといたします。

次に、議案第４２号令和７年度男鹿市一般会計補正予算（第１２号）の専決処分について御説明申し上げます。

資料は、「令和７年度男鹿市一般会計補正予算（第１２号）の専決処分の概要について」をお願いします。

補正予算の規模は、補正額が３億３，７３８万６，０００円の追加で、補正後の予算規模は１８６億８，６７４万３，０００円とするものです。

補正予算の財源は、特定財源が６，８４５万２，０００円の減額、一般財源が４億５８３万８，０００円の増額で、内訳はそれぞれ記載のとおりです。

３ページをお願いいたします。

事業費の確定等による主な補正について御説明いたします。

（１）の生活保護費は、令和７年度の実績により、医療扶助及び生活扶助、合わせて８，５００万円を減額するものです。

(2) の緊急冬季観光誘客促進事業は、事業実績により、プレミアム付宿泊助成事業補助金等の事業費を2,084万9,000円減額するものです。

(3) のふるさと納税返礼業務は、ふるさと納税の決算見込みにより、歳入3,000万円減額することとし、これに伴う寄附の返礼に係る経費を747万2,000円減額するものです。

次のページをお願いいたします。

(4) の梨選果施設再編・集約事業は、JA秋田なまはげが国の補助事業を活用して、潟上市・天王選果場を廃止し、中石選果場へ集約するとともに、新たな選果機導入による作業の効率化、品質の向上を図る取組で、これに県と協調して支援することとし、3月定例会で1億2,028万1,000円を措置しておりましたが、補助対象経費の減額が生じたことに伴い、本市を含む構成団体の負担額が資料の表「負担(補助)割合」に記載のとおりとなったことにより、1,158万5,000円減額するものです。

次のページをお願いいたします。

(5) の除雪費は、長期的な寒波や断続的な降雪等に対応するため、除排雪や凍結防止剤散布等に要する経費を、1月、2月と二度にわたり専決処分により追加しておりましたが、決算見込みにより3,435万8,000円減額するものです。

このほか、事業の決算見込みによる減額補正の主なものは、(6) その他に記載しております。

次のページをお願いいたします。

財政調整基金の令和7年度末現在高見込額は23億8,057万5,000円で、前年度末との比較では4,599万7,000円減少しております。

また、市債の令和7年度末現在高見込額は135億2,519万8,000円で、前年度末との比較では、5億6,573万1,000円減少しております。

以上で説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

---

○議長(三浦利通) ここで会議時間の延長をいたします。議事の都合により、午後7時まで延長いたします。

---

○議長（三浦利通） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４０号から第４２号までについては、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本３件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第４０号から第４２号までを一括して採決いたします。本３件については、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、議案第４０号から第４２号までは原案のとおり承認されました。

---

### 日程追加の件

○議長（三浦利通） 次に、お諮りいたします。ただいま市長より議案第４３号監査委員の選任についてが提出されました。この際、本件を緊急事件と認め、日程に追加し、議題といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件を緊急事件と認め、日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

### 日程第１３ 議案第４３号を上程

○議長（三浦利通） 日程第１３、議案第４３号監査委員の選任についてを議題といた

します。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました議案第４３号監査委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、本市市議会議員のうちから選任する監査委員に古仲清尚氏を選任いたしたいというものであります。

皆様からの御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦利通） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第４３号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 御異議なしと認めます。よって、本件については、委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（三浦利通） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより議案第４３号監査委員の選任についてを採決いたします。本件は、起立により採決いたします。古仲清尚議員の監査委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三浦利通） 起立全員であります。よって、議案第４３号は、同意することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて４月臨時会を閉会いたします。皆さん大変御苦労さまでした。

---

午後 ５時５９分 閉 会

会 議 録 署 名 議 員

臨 時 議 長                    安     田     健 次 郎

議            長                    三     浦     利     通

議            員                    夏     井     博     子

議            員                    船     木     一     人

